

生駒市議会災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は生駒市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 生駒市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により生駒市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するために生駒市議会内に議会本部を設置する。

(議会本部)

第3条 議会本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長及び副本部長を除く議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 議会本部は、市対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生駒市の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、市対策本部と密接な連絡をとり、情報の共有を図ること。
- (2) 市対策本部と連携し、被災地及び避難所等の状況の調査を行うこと。
- (3) 調査に基づき、復旧・復興に必要な施策を市に提案するとともに、国、県など関係機関に対する要望等を行うこと。

(職務代理)

第5条 議長が本部長の任に、副議長が副本部長の任に就けない場合、あるいは本部長又は副本部長に欠員が生じたときは、別表の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

(行動マニュアル)

第6条 生駒市議会は「生駒市議会災害対策行動マニュアル」(以下「行動マニュアル」という。)を作成し、議会本部は行動マニュアルに従って所掌事務を遂行する。

2 行動マニュアルは実効性を発揮できるよう、定期的に見直すものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は次のとおりとする。

(1) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、議会本部からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、議会本部への情報提供を行う。

(2) 議会事務局職員は、本部長の命を受け事務に従事する。

(議会本部の場所)

第8条 議会本部は、本庁舎内5階第1会議室に置く。

2 本庁舎が使用できない場合は、市対策本部と協議し議長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成24年2月17日から施行する。

(検討)

2 この要綱の規定については、施行の状況や生駒市地域防災計画、生駒市災害対策本部条例等の改廃において必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

順位	本部長の所掌事務を代理する者	副本部長の所掌事務を代理する者
第1位	副議長	企画総務委員会委員長
第2位	企画総務委員会委員長	厚生文教委員会委員長
第3位	厚生文教委員会委員長	経済建設委員会委員長
第4位	経済建設委員会委員長	企画総務委員会副委員長
第5位	企画総務委員会副委員長	厚生文教委員会副委員長
第6位	厚生文教委員会副委員長	経済建設委員会副委員長
第7位	経済建設委員会副委員長	—